

動物愛護論と愛護動物虐待等罪

三上正隆（愛知学院大学法学部）
mikami@dpc.agu.ac.jp

I はじめに

- ・本講演の趣旨
- ・全体の流れ

II 動物愛護論の内容

- ・動物愛護管理法の基本思想は（「動物福祉論」ではなく）「**動物愛護論**」理由）同法の目的規定（法1条）

※動物福祉論と動物愛護論の区別¹

・動物福祉論

- = 「動物を利用する際には、動物の福祉を考慮すべき」という考え方
- 動物が主体
- 動物の保護において、動物の状態に焦点が当てられる
- ※動物福祉論に基づく法制度（ドイツ）〔下線，引用者〕

○ドイツ基本法 20a 条 国は、将来世代に対する責任を果たすためにも、合憲的秩序の枠内で立法を通じて、又、法律及び法の基準に従って執行権及び裁判を通じて、自然的生活基盤及び動物を保護する。

○ドイツ動物保護法 1 条 この法律の目的は、共にある被造物としての動物に対する人間の責任に基づき、動物の生命と健康を保護することである。

〔下線，引用者〕

・動物愛護論

- = 「人は動物をかわいがり保護する気持ちを持つべき」という考え方
- 人が主体
- 動物の保護において、人と動物の関係性や人が動物をかわいがる気持ちにも焦点が当てられる

○法1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

III 愛護動物虐待等罪に現れる動物愛護論

1 愛護動物虐待等罪の概要 〔下線・スラッシュ・丸数字・括弧内，引用者〕

○法44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、②みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること⑤その他の虐待/を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる（→1号動物）

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの（→2号動物）

・愛護動物虐待等罪

→愛護動物殺傷罪（法44条1項）・愛護動物虐待罪（同条2項）・愛護動物遺棄罪（同条3項）

・愛護動物（同条4項）

¹ 新村毅編『動物福祉学』（昭和堂、2022年）12頁以下〔新村〕、箕輪さくら「制定から25年を迎えた動物愛護管理法——現状と課題」法学教室527号（2024年）38-39頁等参照。

※動物虐待事犯の検挙事件数（2024年）：160事件

→過去最多であった前年の検挙事件数（181事件）より、21事件（11.6%）減少したものの、依然として高水準で推移²

2 保護法益

(1) 動物の利益

・動物の生命・身体等，動物自身が有する利益それ自体

←支持できない

理由) 動物愛護論（動物愛護管理法の目的〔法1条〕）に合致していない

※動物福祉論（ドイツ動物保護法1条参照）からの帰結

(2) 動物愛護の良俗

→「動物を愛護する気風という良俗」³（＝動物愛護の良俗）という人間社会の利益

理由) 動物愛護論（動物愛護管理法の目的〔法1条〕）

3 規定

・動物愛護管理法と野生動物

→動物愛護管理法において対象とされる動物は，人との関わりがあるものを想定していることから，純粋な野生状態の下にある動物（野生動物）はこれに含まれない⁴

→野生動物は動物愛護管理法の対象とはならない

・愛護動物虐待等罪の行為客体

→全ての動物ではなく，「愛護動物」に限定されている

理由) 動物愛護論

・1号動物の趣旨

＝哺乳類又は鳥類に属するもののうちで，特に人間社会とのかかわりが深く，産業用，愛がん用等として，人間の生活に役立ち，歴史的にも古くから人間社会の一員として親しまれてきたもので，人間に長く飼育され，人間の助けがなければ独立して生きてはいけない関係にある動物

→法44条4項1号列举の各動物は，動物愛護の精神から見て，歴史的，社会的，経済的にも愛護すべき動物の典型的な代表⁵

・2号動物の趣旨

＝1号動物とは異なり，本来，人間との関わりが希薄な哺乳類，鳥類又は爬虫類に属するものであっても，「人が占有している〔こと〕」によって，1号動物と同様に，人間との強い結びつきを持つに至り，愛護の対象になると考えることができる⁶

※動物福祉論に基づく動物虐待罪（ドイツ動物保護法17条）の行為客体＝「脊椎動物」

○ドイツ動物保護法17条

次に掲げる者は，3年以下の自由刑又は罰金に処する。

1. 合理的な理由なしに脊椎動物を殺害した者

2. 脊椎動物に対し，

a. 粗野さから著しい肉体的苦痛又は精神的苦痛を与えた者

b. 比較的長期間持続し又は反復する，著しい肉体的苦痛又は精神的苦痛を与えた者

〔下線，引用者〕

² 警察庁生活安全局生活経済対策管理官「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2025年3月）24頁。

³ 環境省『動物虐待等に関する対応ガイドライン 第2版』（2025年）（以下，「環境省ガイドライン」という。）12頁。

⁴ 環境省ガイドライン13頁。

⁵ 原田國男「動物の保護及び管理に関する法律」伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法 第五巻 経済法編II』（立花書房，1984年）532頁。

⁶ 三上正隆「愛護動物虐待等罪における『愛護動物』の意義」『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂，2021年）431頁参照。

4 判例（名古屋地判令和4年12月7日D1-Law28310506⁷）

（1）事案の概要

愛知県（以下略）所在の第一種動物取扱業として登録されている有限会社Aの代表取締役かつ動物取扱責任者として「Aセンター」において愛護動物の訓練及び保管等を行う被告人は、C及びDからしつけ訓練の委託を受けて預かっていた犬1頭「さくら」が両耳介辺縁の凍傷・欠損及び第15尾椎骨折の傷害を負ったにもかかわらず、みだりに、令和3年1月中旬頃から同月31日までの間、前記センターにおいて、同犬に対し、獣医師による治療を受けさせるなどの適切な措置を講じなかったとして、愛護動物虐待罪（動物愛護管理法44条2項）で起訴された。

これに対し、弁護人は、両耳介辺縁に凍傷ができ、その時期や症状経過が特定されたとしても、被告人は適切な保護を行った等と主張した（第15尾椎骨折については略）。

（2）判旨——無罪（確定）

名古屋地裁は、「1）さくらが両耳に凍傷を負い、それが悪化して両耳介辺縁の欠損が生じたものと認められるが、被告人が両耳の負傷について認識した時点では、被告人の認識した負傷状況を前提とすれば、被告人の指示した、抗生物質の塗布が適切な保護に当たらないとは言い切れず、それ以降、被告人が両耳介辺縁の状況について認識していたかについては疑問が残るため、被告人が適切な保護を行わなかったとは認められ〔ない〕と判断した。」

1 両耳介辺縁の凍傷・欠損

「本件公訴事実では、検察官は、動物愛護法44条2項の定める、負傷動物への『適切な保護』として『獣医師による治療を受けさせる』ことを挙げているところ、愛護動物が負傷した場合、最も確実な対応方法は獣医師による治療を受けさせることであろうが、軽微な負傷であれば、獣医師による治療を受けさせる前に、何もせずに経過を観察するなり、手元にある薬剤を塗布するなりするなどの対応をすることが適切な保護を行わなかったとはいえないであろう（……）。そのため、動物愛護法44条2項の定める「適切な保護」として「獣医師による治療を受けさせること」が求められるには、被告人の認識した愛護動物の負傷の程度が、一般人をして、獣医師による治療を受けさせることが必要であると判断できる程度のものである必要がある。

そして、これまで検討してきたところからすれば、……〔従業員G・Eが〕さくらの耳に出血が認められたことを被告人に報告したとはいえるものの、その時点でのさくらの耳の状況がどのようなものであったかは判然とせず、その時点では凍傷の初期症状であった可能性が否定できない上、それまでに抗生物質を塗布したが状況が改善しなかったということを被告人に報告したともいえないため、単にさくらの耳の出血について報告を受けた被告人が、それへの対応として、抗生物質の塗布を指示したに過ぎず、獣医師による治療を受けさせなかったことが適切な保護を行わなかったものと言い切ることはできない。」

「以上からすれば、さくらの耳の負傷について、G・Eの上記供述を前提としても、被告人が認識したさくらの負傷の程度は、耳の出血というものであり、これが、一般人をして、獣医師による治療を受けさせることが必要であると判断できる程度のもとはいえず、抗生物質の塗布を指示したのみであったとしても、故意に適切な保護を行わなかったとはいえない。」（下線、引用者）

2 第15尾椎骨折（略）

（3）「適切な保護」の判断基準

ア 問題の所在

・愛護動物虐待罪（「不保護類型」）

→「自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと」（法44条2項）

・不保護類型の虐待罪の成立を認めるためには、「疾病」「負傷」に即して行為者（保護責任者）に義務付けられるべき適切な保護行為の内容を特定する必要がある、そのための基準が問題

イ 要保護状況

・「適切な保護」を要する状況（要保護状況）の確定

→不保護類型の虐待罪における要保護状況は行為客体（愛護動物）の状況である「疾病」「負傷」

⁷ 本裁判例の詳細については、三上正隆「判批」法律時報96巻4号（2024年）138頁以下参照。

- 「疾病」「負傷」の具体的内容（要保護状況）を明らかにする必要がある
- 要保護状況の判断基準が問題
 - ・本判決→要保護状況を「**被告人の認識**」に基づき判断

ウ 保護行為の具体的内容を導く基準

- ・本判決
 - 要保護状況を基礎にして「**一般人**」の観点から、動物愛護管理法上期待される「適切な保護」行為の具体的内容を導いている
 - ・「一般人」基準を支える根拠（の一つ）⁸：動物愛護論
 - 動物愛護論に基づき、愛護動物虐待罪の保護法益は動物愛護の良俗
 - 動物愛護の良俗にいう「良俗」とは、社会通念
 - 社会通念、すなわち、一般人の観点から「適切な保護」行為の具体的内容を判断

エ 動物福祉論に基づく判断

- ・「疾病」「負傷」の具体的内容（要保護状況）及び「適切な保護」行為の具体的内容は、科学的判断、すなわち、**獣医学的判断**により導かれることになる
 - さくらの「負傷」の具体的内容（要保護状況）は「両耳介辺縁の凍傷」となり、この負傷に対する適切な保護行為の具体的内容は、獣医学的見地に基づいて、「獣医師による治療を受けさせること」になると考えることができる
 - 被告人は、「抗生物質の塗布を指示したのみ」であるから、「適切な保護を行わな」かったことになる
- ※本件の解決
 - 「被告人が認識したさくらの負傷の程度は、耳の出血」であって、「両耳介辺縁の凍傷・欠損」という「負傷」の具体的内容（要保護状況）を認識したとは言えないから、本罪の故意は認められない
 - 愛護動物虐待罪（「不保護類型」）は成立しない

IV おわりに

- ・「我々は、その犬をその犬自身のために良い扱いをすべきなのである」⁹（傍点引用者）
 - 「動物愛護論」から「動物福祉論」へ
 - 獣医学等による科学的な判断に基づく動物保護の貫徹

【参考文献】

- ・脚注で引用した文献のほか、
 - ・青木人志『日本の動物法 第2版』（東京大学出版会、2016年）
 - ・三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」警察学論集 73巻 12号（2020年）37頁

⁸ 他の根拠としては、行為規範論（→保護義務〔保護責任者不保護罪〕は「一般人に対する作為義務として設定されるもの」〔村越一浩ほか「保護責任者遺棄致死（裁判員裁判における法律概念に関する諸問題〔大阪刑事実務研究会〕」判例タイムズ1409号（2015年）63頁〕）が考えられる。

⁹ David DeGrazia, *Animal Rights: A Very Short Introduction* (Oxford University Press), 2002, 14 (デヴィッド・ドゥグラツィア〔戸田清訳〕『動物の権利』〔岩波書店、2003年〕19頁)。